

第16回軽米町議会定例会

令和 3年 3月 8日 (月)

午前10時00分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

1 1 番 茶 屋 隆 君

3 番 江刺家 静 子 君

1 0 番 山 本 幸 男 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
会計管理者兼 税務会計課 総括課長兼 収納・会計 担当課長		梅木	勝彦	君	
町民生活課	総括課長	松山		篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君	
産業振興課	総括課長	小林		浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君	
再生可能エネルギー 推進室	長	福田	浩司	君	
水道事業	所長	戸田沢	光彦	君	
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君	
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君
農業委員会	事務局長	小林		浩	君
監査委員		竹下	光雄	君	
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって11番、茶屋隆君、3番、江刺家静子君、10番、山本幸男君の3人とします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇11番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） 11番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点について質問いたします。いつもだと歯を入れているのですが、ちょっと聞きづらいということで、今日は入れ歯を外しておりますので、お聞き苦しい点があると思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、通告しておきました2点について質問します。まず初めに、自然災害・防災について3点お伺いします。

1点目、自主防災組織ですが、自主防災組織は平成29年頃から本格的に取り組むようになってきたと思っておりますが、いまだに組織率が低迷しているように思われます。現在町内には何組織あり、どのような活動をされているのか。また、今後どのような形で組織率をアップしていくのか、お伺いします。

2点目、防災士についてですが、防災士は現在当町で何人いるのか。私が防災士の資格を取得したのは、平成31年の3月でした。当時は、講習料は全額自己負担でしたが、現在は防災士の資格を取るため、講習料は県が半額、町が半額出し、本

人の負担はゼロで、無料で講習を受け、資格を取ることができます。それなのに、資格を取る人が少ないような気がします。防災士の資格を持った人がいれば、自主防災組織を立ち上げるにも立ち上げやすいと思います。今後防災士を増やすために、どのようなことを考えているのか、お伺いします。

3点目、地震についてですが、去る2月13日、宮城、福島で震度6強、マグニチュード7.1、本県で5弱の地震があり、10年前の東日本大震災の再来かと一瞬驚きました。内陸部は、10年前のときより被害が大きかったところもあったと新聞に載っていました。今後は、もっと大きな地震が心配されますが、その対応として町ではどのような対策を考えているのか。地震に対する対策は、非常に難しいと言われていています。そこで、昨年1月29日の岩手日報に、最新の地震研究成果を全国市町村3分の2利用せずと載っていました。国の地震調査研究推進本部が公表している資料を当町では把握されているのか。また、そのとき行われたアンケート調査には回答されているのか、お伺いします。

以上、3点についてお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の自然災害、防災に関するご質問にお答えいたします。

1点目の自主防災組織に関わるご質問にお答えいたします。当町におきましては、全国各地で多くの自然災害が発生している状況下にあつて、町内会や行政区等、住民組織における自主防災組織が組織されていない状況を踏まえ、平成29年度には自主防災組織育成指導要綱を定めるとともに、地域活動支援事業費補助金において、結成や活動に関わる経費への支援を盛り込み、住民組織等における組織結成を働きかけてきたところであります。

また、県の地域防災サポーター制度を活用した講師の派遣により、地域における防災研究会のお手伝い等をしてきたところであります。本年度におきましては、茶屋議員ご案内のとおり、上新町自主防災会において、県の自主防災組織活性化モデル事業を活用し、自主防災活動地図の作成や災害時の安否確認体制等、協議いただいたところであります。しかしながら、住民組織による自主防災組織の結成数は、11組織にとどまっており、町といたしましては町内全域での組織結成を目指し、研修会の開催等、その取組の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の防災士に関わるご質問にお答えいたします。防災士は、平成7年の阪神・淡路大震災の発生を契機に、自助、共助、協働を原則とし、公助との連携充実に努めて、平時の防災啓発や訓練等に取り組み、災害時には避難誘導や救出、救助活動等が実践できる人材を養成することを目的とする民間資格で、町内では13人の方がその資格を取得しております。岩手県におきましては、令和元年度から

養成研修を開催しており、受講に掛かる経費については、県と市町村が負担しております。防災士につきましては、自主防災組織の活動とも相まって、自助、共助と公助との連携による防災力の向上が期待されるものであり、自主防災組織の結成の働きかけとともに、資格取得の増員に向けた取組を検討したいと考えております。

3点目の地震に対する対応についてお答えいたします。自然災害の中でも、地震につきましては発生や規模の予測が困難なものであり、身を守る行動や災害対応は、発災後でなければ行動を起こすことのない災害であることから、平時からの対策が他の自然災害にも増して重要になるものと考えております。町におきましては、庁舎や町民体育館、学校施設等の耐震化等を図るとともに、現行の耐震基準の制定前の木造住宅を対象とした耐震診断支援事業や木造住宅耐震改修工事助成事業により、個人の住宅の耐震化を進める支援メニューを用意しているところであります。

また、町民の皆様には、防災マップ内に発生時の対応や家財の転倒防止対策等をお示ししているとともに、Jアラートによる緊急地震速報訓練の際には、シェイクアウト訓練を呼びかけているところであります。ご指摘の地震調査研究推進本部公表の最新の資料につきましては、当町においても十分な利用はないものでありますが、自助、共助、公助の連携による対策が必要であることから、自主防災組織の結成促進や活性化、防災士の資格取得の促進、連携等、ソフト、ハードの両面から防災対策の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

自主防災組織は、平成29年に4団体、平成30年に5団体、令和元年、令和2年にそれぞれ1団体と、4年間で11団体が組織されているということです。軽米町の行政区は、10世帯以下のところから150世帯以上のところまで、89行政区あります。その中で、11団体だけということは、非常に少ないと感じます。自主防災組織が増えることで、災害時により多くの人を助けることができると思います。もう少しやはり組織を増やすべきではないでしょうか。

あと、防災士に関しては、平成30年12月時点で9名、現在11名と思っておりましたが、2名増えて13名ということで、これもまた少し少ないのかなと思っています。増やすためには、自主防災組織を立ち上げている町内会、また各種団体、会社、企業、役場の各課、議会、農業委員会等、各団体で自主的に、それぞれに働きかけて、講習を受けて資格を取得することが必要であると思います。ちなみに、岩手県議会では、古い資料ですが、平成30年の3月、災害時の事業継続計画、BCPに、議員は防災士の資格取得に努めることを盛り込み、10月には県議46人

中35人が防災士の講習を受けた。各県議が被災者救援の役割を重視し、県民の防災意識の啓発につなげる狙いと岩手日報に載っていました。ということは、私たち議会はもちろん、役場の職員、各課に1人ぐらいは防災士の資格を有する人がいてもいいのではないのでしょうか。軽米町でも、防災士の方が20名、30名と増えればボランティア活動ができ、年に何回か研修会等にも参加すれば、災害時の避難所の設営、その設営の指導、また自主防災組織の立ち上げ等の指導もでき、多くの面で活動しやすくなると思います。

そこで、軽米町の自主防災組織の活動を紹介させていただきます。まず初めに、私たち上新町町内会からですけれども、先ほど町長のほうからもご報告がありましたけれども、上新町町内会の自主防災組織の立ち上げは平成29年の4月と、大町町内会に次いで2番目の設立でした。設立してからはや4年が過ぎましたが、この4年間の活動は、まだまだ十分なものではありません。何も分からないままスタートし、最初に取り組んだのはお年寄り、独り暮らしの方の家の除雪を手伝うということで、独り暮らしの方の家の除雪、スノーバスターから始めました。そして次に、町の除雪車が除雪に入れない狭い道路の除雪をやるということで、小型除雪機を購入しました。幸いに、軽米町行政区活動交付金と地域活動支援事業費補助金が新しく使えるということで、活用させていただきました。大雪のときは、町の除雪車が入れない狭い道路の除雪に大変役立っております。

そのほかのことは、ほとんど活動していないのが現状でした。その後、昨年7月、役場から町内会に打診があり、県、町、岩大の先生、上新町の町内会の4者で自主防災組織の一つのモデル事業として何か取り組んでみないかということで、今皆さんのところにも資料を配布しておりますけれども、こういうようなことで、先ほど町長からもお話がありましたけれども、取り組んでみました。そして、昨年11月19日、今年に入って1月21日、2月22日と3回の話し合いで、上新町自主防災活動地図案が、まだまだ不十分ではありますが、出来上がりました。大きな一つの成果だったと思っています。今回の一つの取組を今後の自主防災組織の活動につなげていければいいと思っています。

もう一つですけれども、大変ユニークな活動をしている町内会をご紹介します。緑ヶ丘自主防災組織ですけれども、緑ヶ丘自主防災組織は、組織を立ち上げる前から町内会で花を好きな人が集まり、花壇の整備とか、お年寄りが中心となって町内会周辺の清掃活動をボランティアでやっていたということです。自主防災組織の立ち上げは、平成29年7月で、4番目と早いほうです。立ち上げは、スムーズにできたそうです。ところが、地区にはみんなが集まれる公民館がなかったため、まずみんなが集まれる公民館ということで、十二、三人が集まれる中古のプレハブを用意し、スタートしたそうです。それからほとんど拍子で、集まるた

びにいろいろな話で盛り上がり、小型除雪機をはじめ、防災用の設備もプレハブに備えて、とにかく集まるごとに楽しいコミュニケーションを図り、話し合いをするということが活動の基本ということです。

現在は、プレハブの前にみんなが集まればバーベキューもでき、ブロック造りのかまど、炊き出しができる昔風のつば釜を用意し、トタンの薪ストーブでご飯も炊けるということです。そして、その上に、雨の日でもできるように、鉄パイプを溶接し、その上に屋根もかけ、雨の日でも利用できるということです。私が説明するよりも、現場を見れば一目瞭然で活動の内容が分かると思います。これから自主防災組織を立ち上げる町内会には、自主防災組織の立ち上げから現在までの活動の経過も丁寧に説明してくれて、大変参考になるとと思いますので、軽米町の自主防災組織の事例として、各町内会に紹介してみたいと思います。そうすれば、自然と自主防災組織も増えていくと思います。そのような取組をぜひ紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変素晴らしいご提案をありがとうございました。今の議員おっしゃるとおり、まだいまだ11行政区というか、そういう数でしか自主防災組織はございません。今後100%を目指して、どんどん、どんどんこれを普及させてまいりたいと思いますし、今地域活動支援事業費補助金等でご支援申し上げておりますが、さらなるご支援といいますか、拡充を図ってまいりたいというふうに思っておりますが、何よりもおっしゃるとおり、具体的にどういうふうな活動をしていいのか、あるいはまた災害時はどういうふうな活動をするべきか、いろんな形で我々も学習していかなければならないと思います。そういった意味では、おっしゃるとおり、当町における先進的な取組の活動のこれからのご紹介は積極的にやりながら、さらにまた普及に弾みをつけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） いずれにいたしましても、これからは想定しない大きな自然災害が起きるかもしれません。今後は、人命に関わるような災害がいつ起きてもおかしくない気象状況にあるということ認識し、予防、防災、そして災害に関しては、基本的には町が主体となりそれぞれに対応し、町からの情報連絡が必要と思いますが、最終的には自分の命は自分で守るということ個人一人一人がいま一度考える必要があるのではないのでしょうか。そういった意味でも、個人一人だけではなく、向こう三軒両隣、各班ごと、各行政区ごとのそれぞれの協力が大切ではないでしょ

うか。そのためにも、自主防災組織は大きな役割を果たすと思います。そして、災害のとき、自主防災組織に防災士が協力して連携すれば、活動がより充実すると思われま。そのためにも、自主防災組織と防災士の数を増やすことをご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは次に、2050年までの脱炭素社会実現について3点お伺いします。

1点目、昨年12月25日、国・地方脱炭素実現会議が総理官邸で開催され、山本町長も出席されて、町の再生可能エネルギー推進事業などを説明し、今後の意見表明を行ったと広報かるまいに載っていました。会議は、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素実現に向け開催されたものであり、全国多くの自治体の中から軽米町が選ばれ、町長が意見表明されたということは、軽米町の脱炭素実現に向けた取組が国に認められ、全国の模範になるべきものと、大変有意義で名誉なことではないでしょうか。そこで、この会議の具体的内容についてお伺いします。

2点目、第1回目の開催となった今回は、国側から加藤内閣官房長官や小泉環境大臣をはじめとする関係府省の大臣7名が出席し、地方側からは再生可能エネルギーの推進に力を入れている長野県知事や横浜市長など、6つの自治体の首長が出席。地方側代表の一人として出席した山本町長は、脱炭素社会の構築は国家的課題であるが、地方にしかできないこともあるとした上で、北岩手9市町村が横浜市と締結した再生可能エネルギーの連携協定や町のメガソーラー事業などの取組を説明され、続けて今後は送電網の整備や再エネ由来の電気の優先利用などをさらに推進していく必要があり、それらが含まれるこの骨子案を強力に推し進めていただきたいと意見を述べられました。すばらしい提案で、私もそのとおりでと思います。そこで、これらを実現するため、今軽米町で進めている事業を、今後どのようなことを重点に置いて取り組まれていくのか、お伺いします。

3点目、脱炭素社会を構築するためには、基本的には自然をもっと大切にすることが必要です。木は、二酸化炭素を直接吸収してくれます。木は山で育ちます。山をもっと大事にし、昔みたいに植林し、下刈り、間伐をして、木を大きく育てる必要があると思います。幸いに、軽米町の面積の77%は山林、原野です。どうでしょうか、いま一度そういったことを緻密に取り組んでみては。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の2050年までの脱炭素社会の実現についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の昨年12月25日に、国・地方脱炭素実現会議が総理官邸で開催

され、私が町の再生可能エネルギー推進事業などを説明し、今後の意見表明を行ったと広報かるまいに載っていたが、具体的内容はについてでございますが、国・地方脱炭素実現会議は、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線で脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現する関係府省・自治体等の連携の在り方について検討を行い、本年6月までに議論の取りまとめを行うことを目的としております。この会議には、国側から加藤内閣官房長官、小泉環境大臣、武田総務大臣等、関係府省の大臣7名が出席、地方団体側から、私をはじめ阿部長野県知事や林横浜市長、桑原津南町長等、計6名が会場及びオンラインで出席いたしました。

初めに、司会進行役を務める小泉環境大臣より、会議の設置趣旨等に関する説明が行われ、その後、関係府省の大臣及び地方団体側の首長から、それぞれの取組について説明が行われました。私は、この会議で、脱炭素社会の構築は国家的課題ではあるが、地方にしかできないこともある。地方の一つ一つの積み重ね、そして国からの支援が必要であるとした上で、北岩手9市町村が横浜市と締結した再生可能エネルギーの連携協定などで、地域課題の解決を図っていく。また、令和4年度までに鶏ふんを活用したバイオマス発電とメガソーラー事業による町内の一般家庭年間使用電力の約20倍の再エネ電気の発電を実現させたいと述べてまいりました。

最後に、地方にある豊富なエネルギー資源を最大限に活用することは重要であり、今後は送電網の整備や再エネ由来の電気の優先利用などをさらに推進していただく必要がある。それらが含まれるこの骨子案を強力に推し進めていただきたいと話したものであります。

2点目のこれらを実現するため、今軽米町で進めている事業を、今後どのようなことを重点に置いて取り組まれていくのかについてであります。再生可能エネルギー事業の推進につきましては、メガソーラー施設の軽米・尊坊太陽光発電所が本年10月に売電開始すべく、順調に工事が進められております。また、軽米・高家太陽光発電所も、令和4年12月の稼働を目指して工事が進められており、既に売電を開始している事業と同様に、安全安心の下に進められるよう事業者と連携し、適切な進行管理を行ってまいります。

また、風力発電では、町の農山漁村再エネ法基本計画外の設備ではありますが、折爪岳北エリアで、軽米風力発電所が本年2月から稼働しているほか、同エリアにおいて、JR東日本エネルギー開発による4メガワット規模の風車2基の事業が計画されております。なお、軽米風力発電所の電力の一部は、横浜市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定に基づき、横浜市内の需要家、企業であります。売電予定となっているほか、町内の一般家庭でも利用できるよう協議を進めており

ます。

横浜市との再エネ連携に関する事業では、本年2月5日に、2050二酸化炭素排出実質ゼロ宣言などの全国130自治体を中心に、ゼロカーボン市区町村協議会が結成されました。横浜市が会長となり、当町は理事に選出されております。今後は、3月の総会を経て、国に要望書を提出するなどの活動を予定しており、その中で送電網の整備や再エネ由来の電気の優先利用などの項目を要望する予定であります。

また、本年度のゼロカーボンに関わる取組として、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的に、電気自動車を購入した方や家庭用太陽光発電設備を整備した方の一部経費を補助するゼロカーボン推進事業費補助金の200万円の事業費を予算計上しております。さらに、大規模園芸施設への鶏ふんバイオマスの熱及び電気利用につきましては、農業振興、雇用拡大、所得向上、地域活性化や経済活性化につながるという地域独自の循環システムとして取り組み、モデル的事業として国に、財政的に援助をお願いしてまいりたいと考えております。

3点目の脱炭素社会を構築するためには、自然をもっと大切に、山をもっと大事にして、植林、下刈り、間伐を実施し、山を育てることに取り組んではについてでございますが、脱炭素社会を構築するためには、森林整備による二酸化炭素吸収源対策が重要な項目の一つと考えます。特に国際協定である京都議定書のルールでも、育成林では適切に手入れされている森林の吸収量が削減目標の達成に利用することが認められております。当町の総面積のうち、76%に当たる1万8,694ヘクタールが森林となっており、全てが民有林で、人工林が約35%の6,467ヘクタールとなっております。人工林の樹種別面積割合は、アカマツが約42%、スギ30%、カラマツ26%などであり、人工林の約5割が樹齢45年以下と、適切な保育間伐を必要とする林齢にありますが、近年の木材価格の低迷と林業従事者の高齢化等に伴い、手入れが不十分な森林が見られるようになってきております。

このような状況の中、当町では健全な森林づくりにより、水源涵養等、国土保全に関わる機能の確保はもとより、優良材の持続的、安定的生産を目指し、二戸地方森林組合をはじめ、関係機関と連携しながら、国、県の各種助成制度及び軽米町森林整備事業補助金等を有効に活用しながら、森林整備等の取組を行っております。森林の整備に当たっては、木材等の林産物の供給、水源の涵養、国土の保全、保健文化、教育的利用の場の提供等に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、地球規模での環境問題への期待の高まりに応えるため、育成単層林における保育間伐の積極的な推進及び多様性に富む育成、複層林の整備、天然林の的確な保全、管理等、重視すべき機能により多様な森林資源の整備を図ってまいります。

また、新たに施行された森林経営管理制度により、森林資源の適切な管理につい

ても関係機関と連携しながら、森林環境譲与税等を活用し、進めてまいります。

このように脱炭素社会を構築するためには、植林や下刈り、間伐などの森林整備による二酸化炭素吸収源対策を推進するとともに、再エネ推進の事業の推進、さらにはごみの減量化など、様々な施策を総合的に推し進め、持続可能な活力ある地域社会の実現に努めることが重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

町長のほうからいろいろと詳細に説明をいただきました。本当にありがとうございました。昨年の12月25日に行われた会議の議事要旨の資料を再生可能エネルギー推進室から頂き、見せてもらいました。すごく横文字が多く、45分間の間に意見交換されたというのにしてはとても中身の濃い内容で、とにかくそれを理解するのに1日以上かかりました、いまだに理解していない部分もありますが。山本町長は、その会議の中で、再生可能エネルギーに関してですけれども、地元で生み出された再エネ電気を地元の方にも使っていただきたいと考えております。地産地消を進めてまいりたいと力強く宣言されております。大変重要なことであり、今後の軽米町にとっては必ず必要なことです。ぜひ実現してほしいと思いますが、いかがでしょうか。早急に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、再生可能エネルギーの活用で、脱炭素社会構築に大きな役割を果たし、貢献していると思っております。そこで、もう一步前進して、脱炭素実現に向けて、町長のほうからもお話がありましたけれども、二酸化炭素を直接吸収してくれる山の木、森林をもう一度見直してみたいかでしょうか。会議の中で町長は、森林残材の活用など、林業振興にも取り組む計画である。それが農業全体の振興につながり、雇用拡大となり、所得向上にもつながり、地域の活性化という地域資源の循環の輪に結びつくと思われました。全くそのとおりだと思い、感銘しました。あとは、実行のみです。町長の力強い決意をお聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 二酸化炭素をこれから減らしていく大きな取組は、まず電源比率で、化石燃料を使わない再生可能エネルギーの比率をどんどん増やしていくことであります。今再生可能エネルギーの比率は、2割弱となっておりますが、これは最終的には2割、5割と高めていくというふうな、国も方針を固めております。そしてまた、もう一つは、やはり化石燃料を直接使わないで、とにかく電化をどんどん

進めるというふうなことでございます。今国は、大きく自動車の電化、電気自動車の推進を進めております。そういった中で、当町も今回電気自動車の購入に関しては、補助金をつけるというふうなことで提案しております。そういうことで、当町、最終的に自給エネルギー20%を今目指しておりますが、さらにはおっしゃるとおり、地産地消で、やはり地元でつくった電気をいかに地元で活用していくか。そしてまた、いろんな形で今度総合的に節電しながら、ごみの減量化とか、全体的にやはりエネルギーの消費を抑えていくと。そういうような大きな取組の中で、町民とともに、CO<sub>2</sub>削減に向けて、国、県、町、連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、最後、要望になりますけれども、いずれにいたしましても、軽米町はメガソーラー発電で大変大きな電力を生み出しており、再エネの活用で脱炭素社会構築に大きな役割を果たし、貢献しています。そこで、町長は会議で、地元で生み出された再エネ電気を地元の方にも使っていただきたいと考えており、地産地消を進めてまいりたいと述べられました。軽米町の町民みんなが願っていることで、災害のときなど、電気が使えないときにそれが使えたら、どんなに喜ばれることでしょうか。ぜひ実現していただくことを要望いたします。

また、軽米町の面積の約76%が山林、原野です。二酸化炭素を直接吸収してくれる木を育てるため、森林、山の整備が必要ではないでしょうか。植林、下刈り、間伐、そこには雇用が生まれます。木が大きく育つには、30年、50年以上かかります。林業の振興にもつながります。昔みたいな自然の再生ができれば、軽米町は再生可能エネルギー日本一、そして二酸化炭素を直接吸収できる自然がある町として、観光地としても見直されるのではないのでしょうか。2050年までの脱炭素社会実現を目指して、そういったことに緻密に取り組んでみることもご要望申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

◇3番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。今日は、項目を多くしてしまいましたので、ちょっと深く進めることができないかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

最初の質問です。耳が聞こえないと、人の言っていることが分からないために、誤解を生じたり、また電話が聞こえなかったり、聞き返しが多くて、とんちんかんな返事をしてしまうことがあったり、またテレビの音を大きくして、チャイムが鳴っても気づかないなど、生活の不便と同時に寂しさを感じるという声を聞きます。難聴は、高齢者にとって一般的な身体機能の低下の一つで、加齢性難聴、年とともに耳が遠くなっていくというのは、65歳を過ぎると男性の4割、女性で3割、また70代に入ると約半数の方が難聴に該当すると言われております。とても身近な問題です。軽米町の65歳以上の人口は、約3,600人ですので、このデータからいきますと、1,500以上の方が程度の差はあれ聞こえにくさを感じていると思われまます。

WHOでは、普通の会話が聞き取りにくいという41デシベル、中程度の難聴で補聴器をつけることを推奨しており、補聴器を使用することで難聴の悪化や、また認知症を防止する効果があると言われております。ということは、介護予防にもつながります。しかし、補聴器は、一般的な性能のものでも大変高額で、耳かけ式は5万円前後、また耳の穴に入れる耳穴式は平均で15万円、両方入れたほうが良いそうですので、両方もし買ったとすれば30万円になります。年金暮らしの高齢者には、非常にハードルの高いものになっています。外国では、国で保険の対象といえますか、補助の対象になるそうですけれども、本来は日本でも国において保険適用などの対応をすべきだと思いますが、実現しておりません。

最近では、コロナの影響でマスクを着用するので、さらにその口の動きが分からないし、聞き取りづらく、結局耳元で、大声で話をするしかなくて、感染防止の点からもさらにニーズは非常に大きくなっています。補聴器は、難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと、耳鼻咽喉科専門家の教授は言っております。そこで質問です。

まず、1つ目は、加齢性難聴の対策として、1つは補聴器購入の補助制度をつくること。実際にこれは、実現している自治体もあります。

そして、もう一つは、町内には耳鼻科がないので、町民の健診に聴力検査を加えることを提案したいと思っております。町長の見解を伺います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員より質問のありました加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設、それからまた町の健診における聴力健診の導入についてお答えをしたいと思います。

江刺家議員のご指摘のとおり、加齢による聴力低下が原因で意思疎通が困難になり、日常生活に支障が出てしまうこと、また難聴は認知症を発症する危険因子の一

つとして挙げられていることについて認識しているところでございます。町の支援策として、聴力に障がいがあり、身体障害者手帳を所持している方に対しては補聴器購入補助を行っており、加齢により難聴が進んでいる方も、医師からの診断内容を基に、障害者手帳を取得していただくことで、購入の補助をすることができるものと考えております。

難聴は、認知症を発症する危険因子の一つとして挙げられておりますが、WHOの認知症予防ガイドラインに示されているように、認知機能の低下は生活習慣の改善、心身の管理等により、リスクを減らすことで予防できるとしており、町といたしましては重要度の高い対策をしっかりと行うことが大切と考え、後期高齢者健診の実施と、その後の健康教育等により認知症対策を講じていくこととしております。

しかしながら、高齢社会の中で、加齢性難聴への対策は重要と考えており、町の健診における聴力健診の導入につきましては、国、県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

先ほど障がい者に対する補助はあるということでした。また、高齢の方でも、医師の診断書によって補助の制度があるということでした。この加齢性難聴で補助がある方は、たしか70デシベル以上ぐらいの方だったと思います。70デシベルというのは、どのぐらいの音かというと、耳元で大声で言えば聞こえるというようなことだそうです。ですから、普通に会話をしたり、また講演会に行ってお話を聞いたり、そういうのが聞こえるようなということで、私は40デシベルぐらいを超えた方のことをまずお願いいたしました。

難聴になると、引き籠もったりすることが多くなると思いますが、先日あるお宅を訪問したら、玄関からそこに見えるのですけれども、チャイムを押してもなかなか出てこなくて、それで1回引き返してまた行って、用足しをしたことがありました。「いやあ、こったになす聞こえないんだすか、そばにいても」と、大変寂しそうな声でした。また、「補聴器は持っているが、使いこなせなくて、結局使っていません」ということでした。ですから、先ほどの町長の答えは分かりましたけれども、さらに保健指導によってもということでした。保健指導、例えば40代からコレステロールなどの摂取を控えたり、食事の改善や、やっぱり適度な運動などで難聴の予防ができるという、進行を抑えるということが可能であるということもあるそうです。私も体操に行ったりするのですけれども、難聴のためにもそれが必要ですよというのは、今これをデータとして探して、初めて気がつきました。ですから、

体を動かすことは、耳にとってもいいことですよというの、保健指導とか、いろんな場面で教えていただきたいと思います。

また、さっき健診のときに聴力検査をしてほしいということをお願いしました。町民の健康相談では、心の相談とか、鬱病とか、それからいろんな相談事があるのですけれども、さっき言った補聴器を買ったけれども、使っていないという方、もちろん買ったところのサービスとかもあるとは思いますが、難聴についての相談も年に何回かやっていただければいいなと思います。言語聴覚士という資格を持った方もいらっしゃるようです。補聴器の購入や補聴器の相談を受けるような、そういう相談の場も設けてほしいと思います。

それから、今ちょうど確定申告の時期なのですが、間もなく終わりますけれども、補聴器を買った場合には、お医者さんに聴力を測ってもらって、それを提出して補聴器を買った場合は、医療費控除の対象になるそうですので、そのことも税務関係の周知のときに、一緒に教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変高齢者の健康維持、増進に関しましては、聴覚、それからまた視覚、それからまたフレイルと非常に多岐にわたっておりますので、総合的な対応等をしっかりと検討しながら、健康で長生き、生涯現役で過ごせるような、そういうふうな対応等はやってまいりたいと思います。

細かい税制等に関しましては、ちょっと担当の課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

〔会計管理者兼税務会計課総括課長兼  
収納・会計担当課長 梅木勝彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

江刺家議員おっしゃるとおり、医療費控除の対象になる場合がございますので、それらの周知につきましては、申告の際に十分続けてまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。国民健康保険税の子供の均等割免除と短期保険証発行について質問いたします。前にも同じような質問をしておりますが、ぜひとも実現してほしいなということで、また質問いたします。

安心して医療を受けられるための国民健康保険税がなぜ払えないほど高くて家計を苦しめるのか。その最大の原因は、国がかつて45%だった医療費に対する国庫負担率を30%程度まで引き下げたことに大きな要因がありますが、もともと国保の加入者は75歳未満の高齢者、失業者、そして非正規労働者など低所得者層が多く、加入者の4割が無職となっています。加えて、国民健康保険税は所得や資産だけでなく、収入に関係なく世帯や家族の人数に応じてかかる均等割があります。国保税を引き上げるこの均等割が大きな要因となっています。

軽米町の場合は、赤ちゃんが生まれると2万8,500円、子供が3人いたとすると8万5,500円になります。収入が増えていないのに、子供が増えるたびに負担が増えるという。これは、勤めている方の協会けんぽにはない仕組みです。協会けんぽの保険料は、雇用主と勤労者が半分ずつ負担しています。国保の場合は、雇用主の負担というのがありません。保険者は町です。

そこで伺いますが、国保世帯で18歳までの子供のいる世帯数及び子供の数と均等割の額は、2月の末でどれくらいですか。また、子育て支援日本一を目指す町として、子供の均等割免除・軽減を実施し、子育て応援をしてほしいと思いますが、そのことについて伺いたします。

もう一項目ですが、国民健康保険税を滞納している世帯に、国保の短期被保険者証が発行されています。これは、払えばいいのですけれども、払えない方もやっぱり中にはいらっしゃると思います。受診の機会を制限することにもつながり、住民の福祉の増進を図るといふ地方自治の本旨にもとるものであります。支払い能力がある方には、もちろん払ってもらうことは当然のことですが、失業や倒産、病気などでどうしても払えないという納税者が病院に行きたいとき、保険証が手元にないということは医療を受ける権利を侵害するものです。

2008年の参議院の決算委員会で、日本共産党の仁比聡平議員の質問に対して厚生労働省の保険局長は、短期被保険者証については申出があることのみが要件で、納税相談に来たときに必ず入金しなければならないという滞納金の一部納付は必要ないと答えています。その文書と申しますか、通知は御覧になっていらっしゃるでしょうか。納付する金額や回数がなりわいや生活を脅かし、さらなる貧困に突き落とすことになっては元も子もありません。滞納の解消に努めることはもちろんですが、この短期保険証の発行をぜひともやめていただきたい。この2つの点をお聞きいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の国民健康保険税の子供均等割免除と短期被保険者証の発行をゼロにすることについてのご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険加入世帯で18歳までの子供のいる世帯は、2月末で99世帯、18歳までの子供は182人となっております。また、均等割額は300万100円となっております。国民健康保険税の均等割は、加入者一人一人に均等に課税されており、子供が増えると保険税の負担が増える仕組みとなっていることは、議員ご指摘のとおりであります。

しかし、現行の制度では、低所得者の均等割及び平等割の7割、5割、2割を軽減する処置があり、令和2年度の本算定では、加入する1,483世帯のうち873世帯、58.8%の世帯がいずれかの軽減対象となっており、18歳までの子供のいる国保世帯は51世帯と、51.5%が軽減対象となっております。

子供の均等割免除、軽減の実施についてでございますが、次期医療保険制度改革の一環として、国保制度において未就学児のいる世帯を対象に、均等割額を軽減する措置が法案に盛り込まれる方針となっており、令和4年度の施行に向けて進められていることから、それらを注視していきたいと考えております。

町といたしましては、高校生までを対象とする医療費助成やインフルエンザ予防接種への助成、令和3年度から中学生までの児童生徒分の給食費完全無料化など、トータルした子育て世帯への支援を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、2点目の短期被保険者証の発行を見直すべきではとの質問についてお答えいたします。被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられますが、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は、税を負担する能力がありながら納付していただけない方に対する手段の一つとして、一定の効果があるものと考えております。町といたしましても、短期被保険者証の更新時を納税相談の機会と捉え、安易に滞納処分に頼ることなく、対話を通じて生活実態を把握し、分割納付などの納付者の状況に応じた納付計画により、未納の解消につなげながら、税の公正、公平を確保するために行っているものであります。

また、滞納の原因が経済的困窮にある場合は、必要に応じて生活困窮者の自立支援を担当する関係機関等との連携した支援を行うなど、滞納者に寄り添った対応を行うこととしておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

〔会計管理者兼税務会計課総括課長兼  
収納・会計担当課長 梅木勝彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 江刺家議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

短期被保険者証の交付でございますが、こちらにつきましては単に負担を求めることではなくて、相談を第一の目的とするということで、その辺につきましてはご承知いただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。子供の均等割免除のことですが、令和4年度から全額免除になるということですか。国民健康保険税の、未就学児童についてのことです。令和3年度からではないですよ。先ほど均等割額が300万円ということでした。300万円あれば、18歳未満の子供の免除ができるということ。あと1年先になれば、未就学児は減免になるということですが、この300万円、例えば宮古市の場合は、ふるさと納税を使って実施しているそうです。ぜひとも早く実現してほしいなということを要望いたします。

それから、短期保険証についてですが、相談が目的であるということで、3か月に1回呼ばれるわけですよ。来るほうとしては、行っているいろいろ指導をいただいて、少しでも入金しなければもらえないというせっぱ詰まったといいますか、そういうことで、なかなか来づらいという話も聞きました。それでも、担当課では3か月ずっと留め置かないで、来ない方には郵送で送ったりしているということでしたが、それがまず3か月のうち1か経過する頃に送ってくればまだいいのです。2か月も経過して、もうそろそろ期限が切れるという頃に送ったりしていることはないのでしょうか。

行っているいろいろ話を聞いて、やっぱり情けないというか、払えない自分が情けないといいますか、無理して年金もらったのをまず入れたら、今度は病院に行くお金がなくなったというような話も聞きました。いろいろ相談に乗ってくださっているようですけれども、課長もご苦労さんですが、人生の経験を生かしてぜひとも話を聞いて、例えば1期1万円だったら、1万円は出せないけれども、今3,000円だったら出せるというのがあると思います。そういうのを聞きながら、納めてもらいながら、短期保険証をなるべく卒業していくように、なくしていくようにしていただきたいと思えます。

さっき300万円あればできるということと、それからやっぱり短期保険証を、盛岡市とかは、これは呼んでも呼ばなくても、最初に呼んでいろいろ説明してやると、あまり変わらないよということでした。今何世帯に短期保険証を出しているのでしょうか。呼んで説明をして、そのたびにプレッシャーをかけてやるよりも、こちらでもっと、手間暇を考えれば、1年に1回説明して、あとは保険証で言うのではなくて、やっぱりいろんな方法で納税を促していくような方法もあると思えます。

ので、短期保険証は発行を止めていただくことを要望していきたくと思います。

また、6か月をまず期間とするというふうな、6か月より短くてもいいというふうなのがありますけれども、せめて6か月にさせていただきたいというのがあります。お聞きします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 当町における短期被保険者証の発行は、まず県内の市町村の状況でございますが、現在県内の市町村全てにおいて発行しているような状況でございます。これにつきましては、国民健康保険法第9条第10項、同法施行細則や町の国民健康保険被保険者資格者証等の交付措置に関する要綱等に基づきまして、前年に滞納がある世帯に対しまして、被保険者証の有効期間を短く設定し、発行している状況でございます。

先ほどのご質問に、短期証は相談が目的となっておりますが、来る方としては少しでも入金しなければならず、来づらいという話があったとのことですが、納税相談に応じていただけるのであれば、短期被保険者証はそのまま発行しているような状況でございます。その目的につきましては、先ほど答弁したところでございましたけれども、繰り返しますけれども、更新時に納税相談に応じていただいて、対話を通じて生活の実態や前回相談との状況の変化を的確に把握し、滞納者の状況に応じた無理のない納付計画を作成していただきながら、滞納の解消につなげてまいりたいと考えているからであります。この納税相談により、生活困窮などが把握され、これは失業や倒産などを原因とするものがございますが、そういった場合、軽米町税条例に定める徴収の猶予、減免措置や滞納処分に係る執行停止などを検討するとともに、福祉分野との連携を図りながら必要な支援を行うなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えているところであり、保険税負担の公正、公平性を確保するためにも必要な施策の一つと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本町の発行状況でございますが、年々減少を続けておりまして、本年2月1日現在、55の世帯に対しまして短期被保険者証の発行を行っております。これが5年前の平成27年9月1日現在では、114世帯に発行しているところであり、51%程度の減少をしているところでございます。

また、滞納額の推移でございますが、令和2年度調定額が6,797万円に対し、5年前の平成27年度調定額は8,742万円となっておりまして、1,945万円の減少となっております。担当課といたしましては、短期被保険者証、役場に来るということで、非常に煩わしいという思いをしている方もいらっしゃるかとは思いますが、滞納の整理、縮小につながるように、きめ細やかな相談業務に

応じながら、減少に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前 11 時 14 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

では、1 時間以上経過しましたので、ここで休憩をしたいと思います。11 時 25 分まで、10 分間の休憩をお願いします。

午前 11 時 15 分 休憩

---

午前 11 時 24 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

江刺家静子君。

〔3 番 江刺家静子君登壇〕

○3 番（江刺家静子君） 3 点目の質問に入ります。軽米町の脱炭素社会の取組について質問いたします。先ほど同僚議員も、ほとんどこの1 番目のところは、私と同じような表現で質問されておりましたので、重複する部分は「先ほど言ったとおりです」と言っても構いません。

町長は、コロナ禍の昨年12月25日、総理官邸で行われた国・地方脱炭素会議で意見表明を行ったと広報かるまいに載っておりました。その内容はどのようなものか。また、この発言した内容というのは、軽米町には再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画というのがあって、この計画の内容にほとんど基づいて取り組んでおられますけれども、そのようなことだったのでしょうか。

全てのメガソーラーが稼働すると、世帯数の20倍の発電量になるということでした。木質バイオマス、鶏ふんバイオマスの電気を利用する計画があるようですが、町と町民の生活にどのようなことが期待できるか、伺います。ちょっと私の個人的な知識不足かもしれませんが、軽米町でつくった電気となっていますけれども、これは軽米町内の太陽を使ってつくった電気なのですが、電気は会社の電気かなと思ったのですが、それをお金で購入するということなののでしょうか。どのようなことが私たちにとって、よかったなということがあるのかということですか。

それから、2 つ目ですけれども、太陽光パネルが20 年たつと、役割を終えて産業廃棄物になるわけです。廃棄費用の財源確保は大丈夫でしょうか。計画の中では、その頃になったら、その頃の法律に基づいてきちんと片づけなり、処分を行うと、会社がそのようなことを言っておりますけれども、それを町が確認しなくていいの

でしょうか。廃棄費用の財源確保は、どうなっているのか。また、パネルの種類は、鉛ハンダが使われていた場合の処理や風水害の対応はどうか。長い年月のことなので、将来にわたる対策を整えておかなければならないと思います。

それから、3点目です。地中熱利用で、軽米小学校と役場庁舎が今やっています、次に（仮称）交流駅も地中熱を使うということで、あまり使っている施設というのを見たことがないのですけれども、これまで使ってどのような効果があったのか。電気料金や燃料費、また資格を持った職員がいなくてもいいのかどうかなど、省エネ効果、脱炭素効果があったか、伺いたいと思います。

交流駅では、あそこを通るたびに、1月からずっと作業内容というのが、今週の作業内容、ボアホール工事。1月からずっと3月に入っても、まだボアホール工事となっております。これは、地中熱のための工事かと思います。地中熱利用でどのような効果があったのか、伺います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の軽米町の脱炭素社会の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、昨年12月25日に国・地方脱炭素実現会議が総理官邸で開催され、私が町の再生可能エネルギー推進事業などを説明し、今後の意見表明を行ったと広報かるまいに載っていたが、具体的内容についてはでございますが、先ほど茶屋議員への答弁と重複する部分もありますが、国・地方脱炭素実現会議は、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線で脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現する関係府省・自治体等の連携の在り方について検討を行い、本年6月までに議論の取りまとめを行うことを目的としております。この会議には、国側から加藤内閣官房長官、これ議長でございますけれども、小泉環境大臣、武田総務大臣等、関係府省の大臣7名が出席、地方団体側から、私をはじめ阿部長野県知事や林横浜市長、桑原津南町長等、計6名が会場及びオンラインで出席をいたしました。

初めに、司会進行役を務める小泉環境大臣より会議の設置趣旨等に関する説明が行われ、その後関係府省の大臣及び地方団体側の首長から、それぞれの取組について説明が行われました。私は、この会議で、脱炭素社会の構築は国家的課題であるが、地方にしかできないこともある。地方の一つ一つの積み重ね、そして国からの支援が必要であるとした上で、北岩手9市町村が横浜市と締結した再生可能エネルギーの連携協定などで、地域課題の解決を図っていく。また、令和4年度までに鶏ふんを活用したバイオマス発電とメガソーラー事業により、町内の一般家庭年間使

用電力の約20倍の再エネ電気の発電を実現させたいと述べてまいりました。

最後に、地方にある豊富なエネルギー資源を最大限に活用することは重要であり、今後は送電網の整備や再エネ由来の電気の優先利用などをさらに推進していく必要があり、それらが含まれるこの骨子案を強力に推し進めていただきたいと話したものであります。

次に、全てのメガソーラーが稼働すると、世帯数の20倍の発電量になり、木質バイオマスや鶏ふんバイオマスの電気利用計画があるようだが、町と住民の生活にどのような期待できるのかについては、農山漁村再エネ法による町の基本計画に示された鶏ふんを活用したバイオマス発電と5つのメガソーラー事業が実現しますと、期待できる点として、地域の活性化と持続可能な町づくり、経済効果と雇用創出という2点が挙げられます。

まず最初に、地域の活性化と持続可能な町づくりでは、再生可能エネルギー事業の収益の一部を軽米町自然のめぐみ基金として、地元貢献の一環として寄附してもらうことで協定書を取り交わしており、このめぐみ基金は農林業の健全な発展のために活用してまいりたいと思っております。また、税収の増、企業版ふるさと納税等も期待されます。また、経済効果と雇用創出としましては、工事期間中は町内の会社に関連工事を受注しております。また、関連資材の地元調達や工事関係者の宿泊、重機などの燃料費、食事などの町内商店利用などが挙げられます。

また、完成後におきましても、雇用創出と町内商店街の活性化を図るため、町内の事業者等を最優先に活用していただき、保守管理業務につきましても軽米西東ソーラーの事業所では、大町に事務所を設置し、草刈り、除雪業務等に、町内事業者を優先に作業を委託することとしております。軽米・尊坊ソーラーと、軽米・高家太陽光発電所も完成後を展望して、同様に協議を進めてまいります。さらに、展望施設は、観光振興と環境学習に役立てております。今後につきましても、木質バイオマス発電に意欲を示しておる事業者もおりますので、協議を進めてまいります。

また、大規模園芸施設への鶏ふんバイオマスの熱及び電気利用につきましても、農業振興、雇用拡大、所得向上、地域活性化や経済活性化につながるという地域独自の循環システムとして取り組み、モデル的事業として国に財政的に援助をお願いしてまいりたいと考えております。このように再生可能エネルギーの推進は、地域の活性化と持続可能な町づくり、経済効果と雇用創出、さらには地球温暖化対策などに効果が現れており、今後も期待が大きいものと考えられますので、引き続き事業の推進に努めてまいります。

2点目の太陽光パネルは、役割を終えて産業廃棄物になったとき、廃棄費用の財源確保は大丈夫か。パネルの種類、鉛ハンダが使われていた場合の処理、風水害の

対応はどうか、将来にわたる対策については、各発電施設の設備整備計画には、撤去費用が明示されており、発電事業終了後の解体撤去、処分、原状回復、これは森林等でございますが、の費用として積み立てることとなっておりますので、適切に指導管理してまいります。

また、各発電所は、町と再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定を締結しており、発電事業終了後は事業者負担で撤去及び原状回復は実行されることとなっております。破損したパネルや故障したパネルの処分費用は、運転期間中は運営費として予算化されており、故障警報システムにより検知し、速やかに交換しております。それらは、風水害などに遭わないよう現場倉庫に一時保管した後、産業廃棄物として許可を得た業者に処分を委託しております。業者の選定に当たっては、地域での許可、最終処分先までの法の定める許可業者に委託しており、マニフェスト管理で処分先まで把握しております。ハンダについては、パネル内部での接合や接続端子の結線で使用されており、有害な鉛も含まれており、パネルと同様に産業廃棄物として処理しております。

3点目の地中熱利用で、軽米小学校と役場庁舎は電気料金や燃料費、快適さ等、省エネ効果、脱炭素効果があったかについては、軽米小学校と役場庁舎は、東日本大震災を契機とした電力需要の逼迫や、災害時等における避難所などの最小限必要な防災拠点機能を維持するため、岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金を活用して整備されたものであります。

環境省の資料によりますと、地中熱利用システム導入による節電、省エネによるCO<sub>2</sub>削減効果は、導入前に比べて53%の削減効果があるとされており、また燃料代と電気料金の合計で、重油ボイラー等に比べて50%の削減効果があるとされております。当町の場合も地中熱利用システムの導入により、役場庁舎のボイラーは燃料の重油3,629リットルの削減となり、脱炭素効果としてはCO<sub>2</sub>10トンの削減となりました。

また、軽米小学校は、灯油1万1,617リットルの削減効果がありましたので、同じく脱炭素効果としてCO<sub>2</sub>約29トンの削減となります。電気料金は、地中熱導入前より、役場庁舎と軽米小学校ともエアコン整備などで増額となっておりますが、化石燃料の削減による減額もあり、総合的な削減が図られており、解析したという面でも効果があったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。地中熱利用で脱炭素効果があったということでした。あと、役場も学校もなのですからけれども、前は夏場のエアコンな

どは使っていなかったと思うのですが、地中熱の利用で、夏場の冷房も使えるようになったということです。ただ、電気料が私は非常に増えていると思います。その電気は、買った電気ですよ。自分のところでもソーラーもやっているのですが、買った電気、支払いの電気料が非常に多いので、その買った電気が化石燃料を使った電気であれば、これはプラス・マイナスどうなのかなと不思議に思ったので、聞いたところです。

それから、太陽光パネルの処分のことなのですが、例えば業者に積立金をするなど、いろいろ義務づけているわけですが、西山ソーラーみたいに、つくっても3年かそこらで違う会社に売却してしまったと。そういうときの確認方法といえますか、そこはどうなっているのでしょうか。折爪のソーラーは、かなり大きいので、切り売りをするとかというようなことはないかとは思いますが。経営体も、軽米町の方々も加わっているのではないかと思います。そういう将来のこともちょうと心配したりしました。

それから、軽米町では、低炭素社会の実現に向けた取組、再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画というのがあります。その中に第3章、低炭素社会の実現に向けた取組というのがあります。メガソーラーの工事が出る伐採される大量の林産資源の活用、これは今までのちょっとメガソーラーだと、もしかしたらどこかに売ったのか。地元で、木質バイオマスで発電するというのは、まだなっていないと思います。それから、その計画の中の小規模な再エネ発電、住宅や事務所、屋根貸し事業等の推進、先ほどの町長の答弁で、ソーラーにやったときに補助を出したりとか、電気自動車を買ったときに補助を出すとか、そういうことがありました。

また、町内の様々な場所で再エネ利用、例えば再エネ利用した街灯、これは計画の中にあります。それから、公共施設や集会所の再エネ発電、停電時のバックアップ電源として使用できるようにするというふうに書いてあります。ある向川原の方が、「おらほは、街灯少なくて真っ暗だ」とかと言っていました。これが太陽光の電気を使った街灯ができれば、軽米町は再エネの町だなということがちょっとアピールできる一つの方法かもしれません。

また、葛巻町では公共施設というか、集会所の屋根にソーラーパネルを乗せて、そこで売った電気は地区の活動費にする。そして、蓄電池もつけているので、災害があったときにはそれを、その地域の人たちが使えるということになっているようです。私は、今電気料も高いし、灯油代もかかるので、もしもそういうことを、例えばどこかの集会所でやって、そこに行ったらこたつに当たって、電気ストーブをつけてというふうになって、そこにみんなで集まって何か体操したり、いろんなことができるようになればいいなと思いますが、集会所などの屋根に順番につけてい

くということはないのでしょうか。

また、その活性化計画の中に、事業点検・評価・公表は、単年度と単位として実施しますとなっています。その公表は、かるまいテレビなども通じて行うということです。再エネ推進室でこの事務局を担当しておりますが、今年度は情報収集して把握した結果を協議会に報告するとなっていますが、協議会は開催されたのでしょうか。また、今協議会を立ち上げてから7年ぐらいになりますか。六、七年になりますけれども、協議会の委員は何人でしょうか。任期はどうでしょうか。何かしばらく公募をしていないような気がしますけれども、委員の中には公募というか、応募して委員になった方はいらっしゃいますでしょうか。また、女性はいらっしゃいますか。

町長は、SDGsのバッジをつけていらっしゃいます。SDGsというのは、持続可能な社会へということで、17項目の世界の約束事があります。その中にもエネルギーをみんなに、そしてクリーンにという目標とか、それからジェンダー平等を実現しよう、安全な水とトイレとか、貧困をなくす、17の項目があります。ちょうどこのSDGsに合った取組かなと思います。集会所などでの活用、または計画の評価などお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

〔再生可能エネルギー推進室長 福田浩司君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、ただいまの江刺家議員の質問にお答えいたします。何点かありましたので、順番に説明したいと思います。

まず最初に、エネルギーの地産地消ということがありましたので、簡単に説明しますと、軽米町の電気、今協議しているのは、軽米町の風力発電の電気なのですけれども、風力発電の電気は全額東北電力で買い取ります。その後、発電の小売事業者、新電力と言われていますが、そちらの小売事業者に電気が売られていきます。その小売事業者から町内の一般家庭の方が買うという手続になります。手続としましては、電気の会社の切替え、あるいは電力メニューの切替え等があります。それぞれ一般家庭の方が手続をしてもらうわけですけれども、その中で電気の地産地消、軽米町でつくった風力の発電の電気が間接的といいますか、そういう流れの中で一般家庭にも使っていただくという流れになります。

それから、再エネの推進協議会は、今年度開催されたかということでございますけれども、今年度はこういうコロナ禍の情勢でありますので、書面で協議しております。それで、一部規約改正等もありましたので、それらにつきまして各委員から、協議して同意を得たところがございます。いろいろその中でも、災害等は防ぐように手だてをしてくれという、そういう要望もありましたので、それらについては委員の皆さんにも周知しますし、ホームページ等でも公表することになっております。

あと、委員の中に女性の委員がいるかということですが、再エネ協議会の委員は全部で19名おります。その中で女性の委員は、1人入っております。

事業点検といいますか、いずれ協議会の中で話し合われたことについては、ホームページ等で公表しまして、その中で協議会としての意見、そちらのほうを公表しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほど議員からいろいろご提言をいただきました。その中でも各行政区というか、街灯に、非常に今地域活動支援補助金を使っていただいて、LED化を積極的にやっている地区もございます。そういった関係で、それらの電気料の低減と、またCO<sub>2</sub>の削減にもつながってまいりますので、そのような、もうすぐできるようなことに関しましては、積極的にご支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） この推進協議会の役割というのは、本当に私は重いものだと思います。書面会議を開いて規則改正が、内容はどのようなものだったのでしょうか。また、任期、いつからいつまでになっているのか。ちょっともう任期切れているのではないのでしょうか。それから、さっき質問したことで、ちょっとソーラーの所有者といいますか、経営者が西山ソーラーみたいに替わったときには、この計画の約束事についてはどのように伝わっているのでしょうか、確認していますでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

〔再生可能エネルギー推進室長 福田浩司君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、江刺家議員の質問にお答えします。

最初に、再生可能エネルギー推進協議会の任期ということですが、任期は2年間となっております。令和3年2月から2年間ということになります。

あと、施設の所有者が替わった場合、継承されるのかということですが、いずれ施設の所有者が替わった場合でも、協定書は結んでおりますので、その中で様々な、例えばこの原状回復に関する協定書というのを結んでいるのですけれども、そういった協定書は継承する、そういうことになっております。ですので、西山発電所の場合も、事業者は替わりましたが、そういった協定書、それらのもの

は、次の新しい事業者のほうに継承されております。

あと、協議会で今回どのようなことが改正されたかということですがけれども、文面のほうを若干直したり、例えば国のほうでアセス、環境影響評価、こういったものも面積等加えられましたけれども、軽米町の場合は自主的に、10ヘクタール以上の施設であれば環境影響評価を行うということで、そういったものも改めて国の法律の改正等を受けまして、文面のほうに明文化したと、そういうことになっております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 所有者が替わった場合ということで質問したのは、西山ソーラーを買った会社といいますか、事業を継承した会社というのは、たしか投資会社のような名前でした、何とかファンドというような。その場合は、所有の責任というか、どうなるのかなというのが大変心配しました。私は、その経営のこととかよく分からないので、あれですけども、いろんな投資する人たちがお金を出し合って、もうけたことで分配というのですか、配当があったりするのかなと想像しますけれども、そのときの責任の所在などもちゃんと確認しておいていただきたいと思えます。

それから、規則改正はアセスのことなどということでした。国でも法律を変えたりしてありますので、それに合わせたかと思いますが、アセスというのは本当に大事なことだと思います。書面会議ではなくて、本当はちゃんと会議を開いてほしいなと思えます。

それから、委員の中に女性が1名いるということでした。ある地区の方が「どうですか。メガソーラーのこと、進んでいますか」と聞いたら、ある女性が「いやいや、男の人たち集まれば金の話ばかりしていて」というのが雑談の中で出ましたけれども、女性がその中に入ると、将来のこととか、いろんな違う観点が出てくると思えます。ですから、先ほどもSDGsの話をしましたけれども、あとジェンダー平等とか、女性も、ぜひ委員を増やしていただくようお願いしまして、この件に関しては終わります。

次の質問に入っていますか。

○議長（松浦満雄君） はい、どうぞ。

○3番（江刺家静子君） それでは、施政方針演述の内容についてお伺いします。ごみ減量化の推進についてということでありました。生ごみの縮減処理事業は、令和3年度末で終了するというところで……令和3年度末というか、今の年度末ですね、令和2年度末で終了するというところで、契約中途解約金が報告されました。その中途解

約の理由と、その後の生ごみ処理についてはお話がなかったので、どのようなことになっているか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のごみ減量化の推進に関するご質問にお答えいたします。

生ごみ縮減処理事業につきましては、二戸クリーンセンターでの焼却処理費負担金の縮減と地球温暖化対策の推進等を目的に、町独自の取組として平成29年度から実施してきたものであります。令和元年度の実績であります。14.7トンの削減処理を行い、処理費用は483万9,000円となっており、トン当たりの費用は32万9,000円となりますが、これを家庭系可燃ごみとして焼却処理した場合、二戸地区広域行政事務組合の負担金を計算しますと、51万4,000円の増額となっております。

これまで実施してきました生ごみの縮減事業は、人力による作業も多いことなどにより、可燃処理よりも経費的に割高であることは、昨年来ご指摘をいただいているところであります。令和3年度当初予算の編成に当たり、本事業の継続について検討しましたが、年間500万円ほどの事業費が発生し、費用対効果等の面で課題であると判断し、3月31日をもって終了することとしたものであります。令和3年度におきましては、収集した生ごみは二戸クリーンセンターで焼却処理することとしておりますが、生ごみを含む一般廃棄物の還元炭化実証試験を複数回計算し、家庭系可燃ごみを熱源の原料とするための再資源化の可能性を調査するとともに、ごみの減量化を推進するため、先進事例の情報収集や調査研究に努めてまいることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 生ごみは、ただ燃やすよりは、費用を考えれば、やっぱり今のやり方のほうがかかるのではないかなというのは想像できましたが、温暖化防止が目的だったというのであれば、もっといろいろ工夫して、続けてほしかったというのが私の思いです。町長が12月25日に行ったときの内閣府の軽米町長提出の資料の中に、この再生可能エネルギー、脱炭素社会の中にも、インターネットで「軽米町、生ごみ」と検索したら、町長が内閣府に提出した資料というものが出てきました。そういうふうになればいいと思います。それで、この質問は終わりにして、次に入ります。

同じく施政方針の演述のことで、水道事業についてお伺いします。2月13日の

夜10時過ぎに、観音林地区が断水しているという放送がありました。この寒いとき対応している水道事業の職員や、また地域の皆さんも大変だと思いながら聞いておりました。幸い翌日には、水が出るようになりました。施政方針の中に、ですからまた間もなかったのも、水道事業について、もう少し詳しく話があるかなと思いましたが、老朽化した管路の計画的な更新に努めるという本当に短い一言しかありませんでしたので、お聞きします。観音林地区は、石綿管を使用した古い設備だということでもあります。更新が急がれるのではないのでしょうか。観音林以外の老朽化対策が急がれる地域はありますか。

それから、近隣市町村に比べて、軽米町は有収率が低いということです。有収率を高めるための取組は、どのようにするのか、取組はありますか、お伺いします。

それから、これ質問通告には書いておりませんが、二戸管内の水道のデータを見ましたら、軽米町は平均残留塩素濃度が高めになっています。これは、何か原因があるのでしょうか。

それから、3つ目ですが、水は本当に大事なものです。町民の命と安全、健康を守る基盤です。将来的に給水、水道水源、そして水質確保の計画をお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の水道事業についてのご質問にお答えいたします。

最初に、断水のありました観音林地区を含め、町内の水道施設において、石綿管の更新など、老朽化対策が急がれる地域はあるかについてお答えいたします。観音林地区の断水は、2月13日に発生し、翌14日の深夜に解消したものでありますが、原因は送水管の破損によるもので、材質は鑄鉄管であったものであります。石綿管につきましては、配水管として観音林地区と山内地区の一部で使用されており、現在老朽管更新事業として、漏水箇所が多い山内地区を中心に布設替え工事を行っているところでございます。また、観音林地区につきましても、新年度から計画的に布設替え工事を実施する予定としております。

次に、有収率が低く、有収率を高めるための取組はあるかについてお答えいたします。有収率を高めるためには、配水管及び給水管などからの漏水を減らすことが大変重要となります。平成29年度から著しい漏水が見込まれる区域を中心に、業務委託により漏水箇所の特定と修繕を行ってまいりましたが、有収率を高めるまでに至っておりません。新年度以降につきましても、潜在的な漏水箇所を特定するため、新たに漏水音感知機械を活用した漏水調査の手法を取り入れるなどして、早期の修繕を継続して行うことにより、有収率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、将来に向けた給水、水道水源、水質確保の計画についてのご質問にお答え

いたします。水道事業におきましては、将来的な人口減少を見据えながら、効率的な水道経営を維持していくことが重要と考えております。水源につきましては、現状の水道水源を保持し、安定した配水及び給水の継続に努めてまいります。水質確保につきましては、水道法で定められている定期的な水質検査を実施することにより、水質基準に適合しているか確認するとともに、水道水の安全確保を図る上で最も重要である日常における水道施設の適正な運転、維持管理に努めてまいります。

なお、塩素濃度に関しましては、ちょっと担当のほうから説明させたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔水道事業所長 戸田沢光彦君登壇〕

○水道事業所長（戸田沢光彦君） ご質問の残留塩素濃度、二戸管内の市町村より高いのではないかというご質問でございますけれども、二戸管内の状況については、手持ち資料を持っていないところでございますが、水質基準の範囲内であり、基準に適合しているものでございます。

なお、町内7か所に浄水場があって、数値についてはその浄水場ごとにばらつきがあるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。塩素濃度については、二戸管内のデータと比べたときに、軽米町がちょっと高いなと思ったのは、それはもしかしたら軽米町の水道事業所のところかもしれない。もしかしたらブロイラーの排水とかあるから、少し濃いめに入れているのかなというような話も聞きましたけれども、健康には差し障りがない濃度であるということでした。

本当に水道のことについては、職員の皆さんも、経費の関係もあるかと思うのですが、職員も本当にぎりぎりのところで頑張っているんじゃないかと思います。二十数年前の軽米町の豪雨災害があったとき、役場の職員が水道事業所に泊まり込んで、水の供給を続けたことを思い出します。水道事業は、本当に町民の命と安全、健康を守る基盤ですので、民間に委託することなく公営で、安心な水供給事業存続をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上で江刺家静子君の質問を終了しまして、午後1時から再開したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

午後 零時 11分 休憩

午後 零時 59分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

---

◇10番 山本幸男議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋議員より午後から欠席の報告をいただきました。

それでは、一般質問を続けます。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 午前中に引き続きましてのあれですが、観客が1人、町長の隣のお父さんが来ておりまして、まずじっくりと勉強させてもらいたい、そう思いますので、よろしく願い申し上げます。質問通告は、2件してございました。交流駅の関係と、それからあと1点は、今回提案されております各条例、祝金条例等の改正案についての質問と、2件でございます。

第1点目、交流駅の関係について質問したいと思います。交流駅につきましては5日の日、最初の一般質問の中で、同僚議員が様々な立場から質問いたしまして、私は大体同感でございまして、勉強しているなど、そういう印象でございまして。私のこの問題に対する印象は、土地の購入を町長が急いだこと、時間的に余裕がなかったこと、また病院の跡地であることへの認識が甘かったのではないかと。土壌の検査と丁寧な対応をしなかったことが、結果的には新たに1億2,400万円の税金を投入するということになったと感じ、町長の責任は大きいと思いますが、いかがですかという感じであります。

質問に入ります。質問の第1点は、1月の26日の臨時議会で可決した資料、この資料でございまして、この中にかるまい交流駅（仮称）建設予定地医療廃棄物の撤去処分等に伴い必要となる経費の内訳、これを中心に質問したいと思います。この中で、1億2,400万円のうち主に一番大きいのは、処分の業務委託で7,420万2,000円。その次は、まず2つ合わせますが、増額したことよっての経費の増、それから補償金等が合わせて4,500万円。その他ありますが、これら大きい2つで大体1億2,000万円というような感じになっております。そこで、その中の一番多い処分業務委託の7,420万2,000円は、2月の上旬に入札の予定と、このように記載しておりますが、この入札が行われたのか。行われたのであれば、その内容、金額、業者等報告願いたいというのが第1の質問でございます。また、行われていないのとなれば、なぜか。また、実際行われて、もう既に作業が始まっているのであれば、その状況について説明を願いたいというのが質問の第1点でございます。

それから、質問の第2は、今回1月の26日の臨時議会で可決された補正予算、いずれ処分の関係も含めて、交流駅の事業費は幾らになったのか、土地の費用等を

含めて全額をお知らせ願いたいと。また、今後さらに追加が予測される経費はあるのか、現時点で、見通しについて報告願いたいというのが第2点でございます。

第3点は、医療廃棄物の撤去処分費用1億2,406万7,000円の全額を県の医療局に要望、先ほどの資料の中の合計額のその分は、岩手県医療局へ負担要望額となっておりますので、全額を、簡単に言えば県の医療局に要望しますよという町長は方針で、私たちに説明をしております。その要望をしたのか。まだしていないのか。したとすれば口頭なのか、それとも文書において説明して要望したのか。どこで、例えば保健所を通じてやったとか、県を通してやったとか、直接出向いてお願いしたのか。お願いなのか、強い要請なのか、その点についてお知らせ願いたいというのが第3番目。

第4番目は、その当時の、県立病院が今の予定地に営業した当時、ごみ等については穴を掘ってごみを処理していた。要らないものは、そこに捨てて埋めたというような情報をもって、ここの場所を特定したというような説明でありましたが、その情報提供というのの日は、それは1人だけかどうなのかについて、説明をお願いしたいと思います。

以上について質問いたしますので、よろしく。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のかるまい交流駅、仮称でありますけれども、整備事業についての追加質問にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、令和2年11月20日に、かるまい交流駅（仮称）建設予定地から医療廃棄物が出土し、令和3年1月26日開催の第15回臨時議会において、医療廃棄物撤去処分業務委託料ほか、合わせて1億1,946万9,000円の補正を議決いただいたところであります。

また、令和2年度から令和4年度にかけての3か年で予定しているかるまい交流駅（仮称）建設事業に関わる事業費は、令和2年度一般会計予算書に計上している6億5,659万9,000円に、第2表、債務負担行為のかるまい交流駅（仮称）整備事業の限度額19億6,980万5,000円を加え、26億2,640万4,000円を予定しており、合わせた総事業費は27億4,587万3,000円となっております。

なお、医療廃棄物の出土に伴う補正予算ご議決後の対応状況につきましては、指名競争入札の結果、2月16日付で撤去処分業務に関わる委託契約を締結したところであります。建設予定地からの医療廃棄物の撤去は、4月中には完了する見込みとなっております。

なお、これらの医療廃棄物撤去処分等に関わる経費負担につきましては、今後岩

手県医療局と協議を進める予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。なお、答弁漏れが何点かございますので、こちらのほうは担当課長のほうから答弁させたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、1点目でございます。廃棄物撤去処分業務でございますが、2月10日入札を行いました。先ほど町長も申し上げましたけれども、2月16日付で契約を締結しております。内容でございますが、医療廃棄物が混入をした土砂を土砂ごと20リットルの専用容器に詰める作業、あとは専用容器を処分場まで運搬する業務、処分場での処分、焼却処分が完了した時点で業務が完了となります。

業者名は、盛岡市の株式会社東北ターボ工業様でございます。ただ、1社だけでは一連の業務が完了できませんので、請負業者は収集運搬、あとは処分に係る委託契約をした上で、処分が完了になるということでございます。これらについては、法律に基づいて、全ての業者が記入するシート、マニフェストが作成されることとなります。

次に、医療局に対する費用負担の要望でございます。これは、口頭か文書かということでございますが、1月早々、1月の4日、資料を持参いたしまして、町長が医療局を訪問しております。これは、経費のその時点での費用を取りまとめた資料を提出した上で、要望をしたものでございます。あとは……大変申し訳ございません。先ほどのですが、12月の4日、失礼しました。12月の4日に、町長が資料を持って医療局を訪問し、要望をしております。この時点では、まだ概算額は出ておりません。また、12月の9日、県立軽米病院名前入りの体温計が出土しましたので、それらの資料を持って、再度町長が医療局を訪問しております。この時点でもまだ概算額等は、出土したばかりでございまして、積算されておられません。1月の7日、町長が、3回目でございますが、医療局を訪問しております。このときは、撤去処分業務の概算額、工事費の増額の概算額、補償金の概算額の資料を持って、町長が訪問しております。1月の20日になりますけれども、1月26日の臨時議会招集前に、医療局との情報の共有を図らなければいけないということで、臨時議会に提出させていただきました概算額1億1,900万円の同じ資料を医療局のほうにお送りして、その内容を確認していただいております。

最後になりますけれども、医療廃棄物の埋設の情報はいつかということでございます。議員ご承知のとおり、10月の19日に起工式を開催いたしました。4日後

の10月23日に、隣接者等を対象とした工事説明会を開催いたしました。この開催の目的は、おおむね2年半の間、工事がどのように進められるのかという内容を隣接者の方々にご説明申し上げるために開催したものでございます。この内容ですが、工事の進め方、工事の敷地については、民地との間に鉄板の仮囲いを設置させていただくこと。あとは、工事に着工するに当たりまして、土地の境界を再度確認してもらうというような内容が説明の趣旨でございまして、そのために開催したものでございます。工事の概要を皆様方に、出席していただいた皆様方にご説明を申し上げた後、県道沿いの隣接者から順番に、用地の境界等についてご説明を順次していったものでございます。その際に、1名の方でございます。山本議員は、何名かということでございますが、その目撃情報をお伝えいただいた方は1名の方でございます。その人の土地の隣接する部分の土地の境界等を確認するために、その方と現地を調査した際に、その方のほうからこの辺とこの辺に、昔県立病院を運営していた時期に、何か廃棄物らしいものを埋めていたという証言があったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 重ねて質問したいと思います。

質問の第1点、入札をしたかどうか。した相手は、東北ターボ工業。入札の内容については説明がございません。入札何人で、その入札の結果についても説明をお願いしたい、金額。それから、既に工事に入っているのかどうか。説明によりますと、4月中には完了できるのではないかというような説明でございましたが、そうすれば、もう既に工事が始まっているという理解でいいのかどうかというのを第1点。

それから、第2点の交流駅の関係の全体の予算は、町長の説明では27億4,000万円というように聞いたのですが、それは土地の取得等も含めてという意味でいいですか。その確認をお願い。

それから、関連して質問しますが、今回対象になる面積は400平方メートルで、400平方メートルというのは、尺貫法で言いますと4畝ぐらいだと、僕は認識しております。4畝と申しますと、大体このぐらいの面積だかなと、山で仕事をして、そんな感じもします。このぐらいの面積を、様々対応するのに1億円というお金がかかるというようなことは、私も驚きでございまして。もしかすれば、その部分でなく、また違う部分にもというような心配はありませんか、新たにまたというようなことは。見たことありませんので、どの部分をどのぐらい穴を掘ってというようなのは、私はちょっと認識できませんので、今後の対応は。追加してまたというよ

うなことは、出てこないという自信を町長、お持ちですか、質問いたします。

それから、工事の内容についても、課長に詳しく説明してもらいましたが、ただ正直素人の私から見れば、そのイメージがちょっと湧かないというような感じでございます。汚染された土地の対応については、その場所において分別、廃棄物、それから汚染土壌というのが分類されて、全て分類されて、その後処分場に持って行って最終処分、あるいは投げるといいますか、処分する形になるというような話も聞きますが、もしそうだとすれば、汚染された土地、土壌等については、捨てる場所も必要だというふうなことも聞きますので、もしそうだとすれば、捨てる場所は町内の町有地という情報もちよっと聞いておりますが、それらはそんな形で流れが行くのかどうか。また、それとはまた全然違った形で処分されるのか、その内容についてもお知らせ願いたい、そう思います。

併せて聞きますが、2月号の広報かるまのいの中に、かるまい交流駅（仮称）の関係の写真とニュースが載っております。「かるまい交流駅（仮称）工期が5か月間延長に」というようなことのタイトルで、その上にローマ字で「I N F O M A T I O N」とかここに。これ人から聞いて、私読みましたが、それは何のことだねと聞いたら、右側のほうに小さい字で「お知らせ」という漢字があります。インフォメーションというのは、簡単に言えばお知らせというようなことだそうです。この文章を見れば、町長、何か人ごとのように、どこかの町で、そんな医療廃棄物が放置されたという出来事があったというような文章だ。例えばこういうことがありますよというお知らせ、説明責任という目的ですよ、このことは。ましてやインフォメーションという、読める人もあると思いますが、まずもしかすれば僕らの年代の人たちは、もうアウトではないかなと思います。そういうインフォメーションという形でこれを掲載する。何かしら、私から言わせると、インフォメーションでなく、町民の皆さんにおわびあるいは謝罪、そんなような適当な言葉が、ちょっと見つからないのですが、そういう形で対応というのが真実の報道ではないかなと思いますが、その点いかがですか。

それから、質問の回数が制限されておりますので、あと1点聞きたいと思いますが、町長は何回か県の医療局を訪問して、対応についてのお願いをしたというような感じでございますが、課長の説明ではお願いなのか、状況説明なのか、1億2,000万円を出してくださいというような具体的な要請なのか。はっきりしないとえばはっきりしない、そんな感じを私、正直受けましたが、そのことについてはどういう感触を受けておられるのか。「分かりました、検討します」というような回答なのか、いや、そんなことをというような印象なのか。その3回会ったときの印象についてお知らせ願いたい。私は、基本的に、この要請は道理に合わないなど。県の負担を要請すること自体がいかげんなものだろうかというような印象を持って

おります。町民には、インフォメーションというような形で分担金を要請しますよ  
というようなこと、私たちには全額要請するというような説明をしている。県の感  
触はどうですか、そのことも併せて。

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩します。

午後 1時29分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、県の対応ということでございますが、昨年11月20日に、かるまい交流  
駅（仮称）建設予定地から医療廃棄物が出土したというふうなことで、医療局に対  
しまして、医療廃棄物の出土状況の説明及び撤去処分等に関わる経費負担を要望す  
るために、先ほど課長からもお話ししましたが、医療局を3回ほど訪問しておりま  
す。また、現地確認等のため、医療局職員が2回来庁しまして、今後の費用負担の  
検討に向けた情報共有を図っているところでございます。

また、2月25日に、医療廃棄物撤去処分業務着手前の状況を確認するために来  
庁された際には、廃棄物の掘削作業については両方で立会いの上確認すること、各  
作業の進捗状況等についても両方で確認の上進めること等、今後の業務の詳細につ  
いて打合せを行ったところでございます。

なお、医療廃棄物の撤去処分費用は、委託業務の実績に基づき変更となることも  
予想されていることから、建設予定地からの撤去完了後に詳細な検討を行っていく  
ことについても確認したところでございます。そういうことで、検討はいただいで  
いるのかなというふうに考えております。

それから、2月10日の広報かるまいにより町民の皆様方にもご報告はさせてい  
ただきましたけれども、今後におきましても、いろいろな場をお借りいたしまして、  
町民の皆様方にきめ細かく、正確な情報をお伝えしていくことが必要であるという  
ふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、私のほうから、改めまして補足説明さ  
せていただきます。

入札の内容でございますけれども、2月の10日開催した入札指名業者は3者で

ございます。2月16日に契約は締結されておりますので、その契約金額は7,293万円、税込みでございます。先ほど町長が申しあげました27億円の内容でございますが、この27億円は、1月26日にご議決いただいた1億1,900万円の補正予算を含めた建築工事に関わる工事費及び業務委託料の合計額でございます。

次に、400平米の医療廃棄物を処分するには、なかなか高額だというようなご質問でございましたが、岩手日報等の新聞報道では約400平米、広報でも約400という数字になっておりますが、正確には357平方メートル、深さ1メートル、試掘の結果、現在は357平方メートル、深さ1メートルの土砂でございますので、357立方メートルの医療廃棄物が混入した土砂を処分場に運搬をして、土砂ごと焼却処分をするということになります。土砂ごと20リッターの専用容器、約2万4,000個の専用プラスチック容器に土砂ごと入れた医療廃棄物、これを処分場まで運搬をいたします。その容器ごと、焼却炉で高圧処分、焼却処分をいたします。残渣は、岩手県には残渣を処分する施設は一関、県南のほうにしかございませんので、またその残渣分については最終埋立処分場に運ばれて、処分が完了するという形になります。

なお、請負額ベースで7,293万円、高額になるわけでございますが、この約6割から7割は、処分場での処分費ということになります。357立方メートル、重さに換算いたしますと、約500トンになります。この500トン、処分場の1キロ当たりの処分単価掛ける処分費というものが、この業務委託料の中でおおむねを占める経費ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 関連して質問いたします。

質問の第1点目、どうもこの頃忘れっぽくなりましたので、感じたところから順番、順序不同で質問しますが、今話を聞きますと、入札が行われて、東北ターボというところに7,293万円だか……額がもし違っていたら、またそちらのほうで訂正してください。7,293万円に落札して、契約をして、もう仕事が始まっているという理解でいいですか、町長。だとすれば、5,000万円を超えた契約については、議会の議決をもらわなければならないという、財政法というか、そういう決まりになっていると僕は思っているの。なぜ5,000万円を超えた契約について、議会の同意を得なかったのか。ちょっと違法な行為ではないかなというような、簡単に私、そういう疑念を抱きますが、その点はどうですか。担当課長でも、町長でも、また総務課長がそんなに詳しくなければ、それでもいいですが、そういうことは、いかがなものだろうかというような疑念を持ちましたが、そのことに

ついでお伺いしたいと。私の質問は、もう今回で終わりでございます、3回目でございますので。急を要すれば、議長が多分対応してくれるのではないかと思いますので。その点を1つ聞いておきたいと思います。

そのほかでございますが、県の医療局に、町長3回ほど行っていたのですが、どうも……いずれ行ってお願いするにも、お願いしづらい項目ではあるとは思いますが、しかしながら文書ではやっていないわけだ。私たちにはちゃんと明示して、1億2,406万7,000円というところに、これは8号補正予算の要求額でありますよと。また、左側には岩手県医療局の負担の要望額でありますという資料提示しながら、僕らは補正予算の同意を得ているわけです。だから、もし全体の流れが違ふのであれば、町長の意思は議会用と町民用と。広報を見れば大変と柔らかで、分担を協議中と言っている。議会に出したのは、この1億2,400万円は県の要望額ですよと出している。補正予算の要求額これですよ、根拠はこれですよと言っているわけです。だから、町長のしゃべっていること、行動していることは二方三方、そんな感じもいたしますので、大変と残念だなどと思いますが、町長の感想についてお知らせ願いたい。

それから、やはり今回の問題は、いずれ事を急いだこと。よく考えないで、対応が甘かったこと。だから、町長は深く反省すべきだというのが私の考えでございますので、そういうことを町民におわびすることから、様々県の対応をしたほうがいいのではないかと。県には、していないとすれば問題だなど。さることながら、最初の質問、七千何ぼのは議会の議決事項だと、そう思いますので。議長、そう認識しておりますので、局長、県に電話して、ちゃんと聞いて対応してください。指導してください。

○議長（松浦満雄君） まず、答弁させますので。

それでは、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本議員の、まず契約自体が議決案件ではないかというご質問でございますが、全ての契約が、金額によって議決が求められているわけではございません。工事請負費等であれば5,000万円以上というふうなこと、あと財産の取得であれば700万円以上の場合というふうに規定されているわけでございます。今回の契約につきましては、工事請負費、財産等、議決が求められている契約内容ではなくて、業務の契約でございますので、議決は必要ないというふうに認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今回の件に関しましては、医療廃棄物が捨てられていたことが原因で、活性化を今目指して、目的とした公共事業の支障となっていることが問題となっているものであります。よって、他人の土地に投棄された医療廃棄物の排出者である岩手県医療局に責任があると考えております。撤去する義務を有していると考えておりますので、しっかりそこら辺を要望して、当町に財政的負担が生じないように、お願いしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 2月16日に契約を締結したかるまい交流駅（仮称）建設予定地医療廃棄物撤去処分業務でございますが、1週間後ぐらいに、実際に現地のほうに入って、医療廃棄物の掘削予定となっております。この際には、県医療局の職員からその掘削の状況等を、役場と一緒に立会いしていただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本議員、答弁漏れありますか。今もう3回目、最後なので。答弁漏れがあったらどうぞ。

○10番（山本幸男君） 3回目だ。

○議長（松浦満雄君） そうです。3問終わったのです。終わったのですが、答弁漏れがあったらどうぞということです。どうですか。

○10番（山本幸男君） 答弁は……

○議長（松浦満雄君） いや、ないように認識していますけれども、もしあればと。

○10番（山本幸男君） 答弁漏れがちょっと分かりません。

○議長（松浦満雄君） そうですか。それでは、次の質問に移ってください。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 答弁漏れは、あったかなかったか、ちょっと整理してみないと分かりませんが、ただ答弁に対しては、的を射た答弁というのはちょっとなかったかなと思ったりしました。特に5,000万円以上の契約の関係については、予算的に7,000万円という予算で取って、その内容については、中の分類することを、ちゃんと分類したかどうか。そうでないとすれば、これは処分費として一括対応すべきだと僕は思います。したがって、議会の議決が要る事項だと、僕は今でも思っておりますので、今後私も勉強、また当局も勉強してもらって、明快になるように努力してもらいたいという要望をしておきます。特別委員会も始まりますので、その中でまた議論をしていきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

今定例会に条例の改正案が出ております。すこやかベビー、さわやかカップル条例の関係、それから長寿祝金条例の関係、出ておりました、久々の改定でありまして、いいところ様々問題点もありますので、問題点というよりも、私の感想を述べて、見解をお伺いしたいと思います。

最初に、すこやかベビー祝金条例の関係でございますが、ようやく、何回か町長にお願いしたり、提案したり、また出てきました第1子に対する祝金が今度改定されてということになってよかったなと思っておりますが、ただ私の願いは、制度化するものなんですが、今、今年の問題。今年軽米町で生まれた方は、4月から3月までで27名だそうでございます。27名という数字は、多分新記録。また出生減の記録をつくったのではないかなと。これは、別に軽米町に限らず、全国出生数のことについては減少傾向にあって、国、県等併せて、今ちょうど3月議会を各市町村でやっている時期でございますが、それぞれの少子化対策等については、よくニュースにも出ております。先般は、北上市の例が出て、第1子20万円支給して、7年間10万円ずつお祝い出しますよと、3子以降。

それから、山形県の知事の選挙の争点でも、一方の候補者が3子以降100万円祝金を出しますというような提案をして、公約をして戦ったというニュースが載っております。そのように、それぞれみんな各自治体関心がある問題だと、そう思っています。

今年度提案される案件については、それは大方異議がありませんが、ただ今年のこと、町長、私何回か町長に提案したことがあります、今になれば3月ですから、遡って施行日を4月から。27人出生したうちで第1子は11名です。4割方の方は3万円の、軽米町からの、町長からの祝金をもらえないということになります。これは、何かの形で還元する、お祝いしてあげたい。今3月ですから、あと20日ありますので、今定例会の中でも、あるいは最終の整理予算をする臨時会は毎年ありますので、その中でもいいですが、対応を考えませんか。

私は、特に今年度は、コロナの時代といいますか、コロナ禍の中で頑張ってくれたお母さんたち、生まれてきた子供たちだと僕は思います。そんな面で、この11人、33万円あれば、3万円ずつとすれば、そうでなければ、1万円の商品券でもいい。何らかの形でお祝いしてやる、そういうことができないのかな。決断してもらえませんか。そのことをまず私は、関連して町長に提案したいと、そう思いますので、よろしく。支給の方法は、幾らでもあると思います。去年の、改正される前の中に1項目、1子は3万円、施行日は令和2年4月1日というようなことでも可能だと思います。そして、令和3年4月1日から新しく改正案というようなことになれば、いいかもしれない。まだもっと簡単な方法もあると思います。多分今年の出生祝金の予算にしたのが余っているのではないかな。総務課長、余っていま

せんか。そう思います。子供が少ない、第1子が多い……多いと言えましょうくないですが。そのことについて提案したいと思いますので、町長、思い切った決断をお願いしたいと思います。

それから次、さわやかカップル条例についての改正案でございますが、5万円が10万円というようなことでございますので、それは、まず額についてはよかったなど、そう思っておりますが、その中身の中に、婚姻届を提出した時点において夫婦いずれも45歳以下であることという文句があります。私は、この45歳以下を明文化したというのは何なのか、よく分かりません。人間の尊厳を傷つける言葉に私には映ります。何で45歳なの。45歳を過ぎれば、結婚はもう駄目なのだよというようなことを言い放す、そんなようにも受け取れます。何でそうなのか、ちょっと説明してもらいたい。説明がもしないのであれば、町長、あなたの提案ですから、削除というようなことが適当ではないですか。様々国会でも問題になっているようなこともあります。まずいと、僕は正直そう思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目、さわやかカップルについては、資料もちょっと出してもらっていますが、去年1年間で結婚したのが、婚姻届を出してもらったのが20組だと。うちさわやかカップル祝金の該当者は7人だけ。例えばここに住んで、これからもいるという人が7組しかなかったという厳しい状況でございます。そんなことが何でそうなのかなということも併せて答弁願えればいいと思います。

続いて、3番目の軽米町長寿祝金条例の改正でございますが、こちらはまた一転して減額。90歳の方は、5万円が3万円、満年齢で100歳に達したときは30万円が20万円。減額しなければならなかった理由は何ですか、お答え願いたいと思います。いずれ65歳以上の、町全体から見た割合によりますと、4割の方は大体65歳、高齢化社会でございます。しかし、その数字は、またある面では、高齢の方々はこの町を築いてきた人々。また、コロナの時代では、かかれば、既存の何か弱いところがあれば大変だというような、大事にしなければならない、そういう世代であります。そこに来て、それぞれ減額というのはちょっと酷だなと。町長も、100歳になれば、大体広報等を見ますと、自らが出向いて、「おめでとうございます」と、そんなような格好で、広報をにぎわしております。行ったとき、足りなくなったけれども、申し訳ないという……何とお祝いしてくるのだから。変えないほうがいいのではないですか。年間に、100歳は何人ぐらいこの実績がありますか、併せて答弁願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の祝金制度の見直しに関するご質問にお答えいたします。

すこやかベビー祝金は、本町に住民登録されている方が出産した場合に、児童の健全な育成と児童福祉の増進に寄与することを目的に、第2子以降の出産に際し、祝金を贈っているものであります。

また、さわやかカップル祝金は、本町に住民登録されている方が結婚した場合、家庭生活の安定と地域福祉の増進に寄与することを目的に、1組5万円を贈っているものであります。これらの現行制度に対し、昨年12月定例会において可決された人口減少・少子化対策に関する決議において提案を受けておりますが、町といたしましては、他市町村の給付状況を参考としながら、関係課による協議等を行い、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化を踏まえ、祝金の額や受給資格等の見直しを行うこととしたものであります。

すこやかベビー祝金については、全ての子供の健やかな成長を願い、第1子から対象として支給するとともに、できれば子供をたくさんもうけていただきたいという願いから、第2子以降の支給額を、増額を図ることとしております。

さわやかカップル祝金についても、すこやかベビー祝金と同様に、人口減少、少子化対策の観点に立ち、支給額の増額を図ることとしたものであります。受給資格に年齢制限を設けたところでございますが、国の実施している結婚新生活支援事業における年齢基準、厚生労働省が実施している人口動態統計結果などを参考としながら、若者世代が結婚することを祝福するさわやかカップルを、込められた意味なども踏まえ、夫婦いずれも45歳以下としたものであります。

長寿祝金条例につきましては、平成元年度において高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚と老人福祉の増進に寄与することを目的に制定され、制定当時の祝金の額は、90歳5万円、95歳10万円、100歳50万円でありましたが、平成2年度に制定された軽米町すこやかベビー祝金条例とともに平成16年度に見直され、95歳の方へお祝金は廃止、100歳の方へのお祝金は20万円減額の30万円と改正されております。今回のすこやかベビー祝金条例等、祝金制度の見直しに当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化を踏まえるとともに、県内市町村の状況も参照の上、長寿祝金につきましても、高齢化社会への対応として金額の見直しに至ったものであります。

山本議員からは、今回の祝金制度の見直しに対してご意見をいただいたところでございますが、いずれも本定例会に議案として提出しており、その審議は特別委員会に付託されることとしておりますので、特別委員会の中でご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの山本議員の100歳の人の人数ということでございますけれども、これについては議会の特別委員会のほうに、資料として提出させていただきますけれども、最近の3年くらいで説明しますと、平成29年度には2人、平成30年度には1人、令和元年度には4人、そして今年度は3人の予定となっております。令和3年度の予定は、このままでいくと9人の予定、令和4年度は6人の予定、令和5年度は10人の予定となっているところでございます。100歳以上の人数については、また特別委員会で資料として提出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 山本議員のご質問にお答えします。

祝金の予算残額の状況についてのお尋ねでございましたが、現在のところ予算残額は生じている状況にあります。

以上、お答えいたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 関連して、もう一度同じ質問になるかと思いますが、質問いたしたいと思います。

町長の答弁は、立派な答弁でございましたが、私の質問には答えていないというか、響かなかったというような感じでございます。私が主として、ベビー祝金条例については、今年度の11名を、コロナの中、コロナの時代の中、頑張って産んだこの子たちに、何とか祝金、何らかの形で対応してもらいたいという。対応してはどうか、共に喜びを味わってはどうかというような提案でございまして。いずれ答弁はいいですが、今月いっぱい、多分予算も残が出そうだというような答弁もいただいておりますので、町長、検討してみてもうどうですか。そう提案して、答弁は特別いいです。

それから、さわやかカップルの関係でございまして、説明は聞きましたが、趣旨はもっと簡単に言えば、45歳以下であることというようなことは、倫理上合わないのかな、今の時代には。合わないかと、年齢制限することは。私はそう思います。したがって、できれば、付託はされましたが、まず当局において、その資格については誤りと言えませんが、訂正というようなことで、議論の対象にしないほうが懸命ではないかなと僕は思いますが、それについてはまた特別委員会で議論したいと思います。答弁がありましたら、お願いします。なければ、なくても結構です。

○議長（松浦満雄君） それでは、町長、答弁ありますか。

町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） そこら辺も含めて、特別委員会の中でしっかりと議論をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） これで、本日の日程は全部終了しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、3月16日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時11分）